

文部科学省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
1	B	地方に対する規制緩和	02.農業・農地	農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化	教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものによらず、短期間で原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。	周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為(土木・建設工事等)が行われる場合、早期に教育委員会が試掘調査を実施し、記録保存調査や開発行為の工法等の見直しを要する必要がある。また、周知の埋蔵文化財包蔵地でなくとも、文化財が埋蔵している可能性がある土地でも開発計画が増加傾向にあり、埋蔵文化財包蔵地の的確な把握のため、教育委員会が試掘調査を行っている。その他、開発行為は伴わないが土地の鑑定評価や学術調査・分布調査等のため、事前に試掘調査を実施しなければならない事例もある。しかし、農地で試掘調査を実施するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要であるが、農業委員会等での手続きのため、許可までに1～2ヶ月程度要し、その後の記録保存調査の実施や開発行為等も後戻りしている。記録保存調査は、遺跡等の現状保存が不可能な場合に現地を発掘し、痕跡を資料化するものであるが、特に冬季は雪等の影響により実施できないことがあるため、試掘調査の依頼が秋頃にされたとしても、記録保存調査が春以降となり、住宅の建設等が遅れてしまっている事例もある。以上を踏まえ、試掘調査は地方公共団体が行う一時的なものであり、文化財保護制度の中で実施するものであることから、その後無断で別の目的に転用されることも想定されないことを考慮し、農地法上の一時転用許可の取得を不要とすることを求める。 令和2年度における試掘調査の件数:13件							農地で埋蔵文化財包蔵地把握のための試掘を行う場合であっても、当該農地の周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかや、試掘後に当該農地が確実に原状復旧されること担保されているかどうか等については、あらかじめ確認をしておく必要があると考えている。ただし、これら必要事項の確認が、農地の一時転用許可手続きではなく他の代替措置により行うことが可能かどうかについては、今後検討してまいりたい。	埋蔵文化財の試掘調査については一時転用許可を不要とするという理解でよいが、その場合、速やかに措置することとし、その時期について御教示いただきたい。また「他の代替措置」とは、具体的にどのようなものを想定しているか御教示いただきたい。本提案の主旨は公共的かつ短期間で原状復旧される試掘調査実施の迅速化であり、当該手続きの簡素化と期間短縮が必要であることをお書き置きたいというふうに検討したい。	
3	B	地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	特定教育・保育施設等の定員強化に係る公定価格の減算調整措置について、意図的な受入調整による措置適用の回避を防止し、適正な利用定員の設定及び減算調整措置の見直し	特定教育・保育施設等の定員強化に係る公定価格の減算調整措置について、意図的な受入調整による措置適用の回避を防止し、適正な利用定員の設定及び減算調整措置の見直し	当市には、利用定員を恒常的に超過見込みを受け入れているが、定員変更の市の求めに応じず、変更申請を行わない保育所がある。その理由は、公定価格の区分において、高い単価が維持された常態で費用が支給されるためである。恒常的に利用定員を超える特定教育・保育施設等に對しては、公定価格の減算調整措置が講じられているが、当該減算調整措置の適用に当たっては、(1)直前の連続する5年度間(幼稚園及び認定こども園(1号認定)にあっては2年間)常に利用定員を超え、かつ、(2)各年度の年間平均在園率が120%以上であることが要件となる。当該保育所は、直近4年は平均在園率が120%を超えていた。令和3年度(5年目)についても、定員を超え利用申請があったため、市の受入人数の増枠申請にもかかわらず、120%未満となるように意図的に調整を行った。この行為は5年目の平均在園率を120%未満とし、翌年度の減算調整措置の適用を意図的に回避したものと推察でき、子ども・子育て支援法における利用調整の協力義務や国の通知(保育所への入所の円滑化について(平成10年2月10日付け児保第3号))にも反する。また、確認に係る指導監督において利用定員の変更を促しているが、本提案に対する効果的な防止策とまらないことから、当該減算調整措置の見直しを求めるものである。	現行制度では、特定教育・保育施設等の利用定員の変更は、当該施設等からの申請によることとされており、市町村が当該申請に關与することは困難である。公定価格上の減算調整措置は、恒常的に定員を超える場合に、施設型給付費等を減算することで、特定教育・保育施設等が利用定員の変更申請を適切に行うよう促す目的で講じられたものと考えられるが、適用要件が厳しく、また、一度要件から外れると期間のカウントもリセットされるため、実効性に乏しい。利用定員の見直しが必要であるにもかかわらず、適切に変更申請を行わない場合や、保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に受入調整を行い、市町村の利用調整に応じない場合についても、当該減算調整措置を適用することが可能となれば、特定教育・保育施設等による意図的な受入人数の調整を防止し、住民の保育利用ニーズを満たすことにつながるほか、利用定員の変更申請も促しやすくなり、過大に支給されている施設型給付費等の適正化も図れる。	子ども子育て支援法第32条第1項、第42条第2項(平成24年法律第65号)特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府令第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)、保育所への入所の円滑化について(平成10年2月10日付け児保第3号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	吉川市、郡山市		旭川市、遊佐町、守口市、高松市、宮崎県、宮崎市、延岡市	○当市においても類似の事例があり、該当の認定こども園は市の定員変更の求めに応じず、令和元年度に減算調整措置の適用を受けたが、その後、わずかな定員変更(変更後も平均在園率が120%未満)になると、利用定員を超えた子どもの受入れも可能としている。公定価格では、この場合において、必要な職員体制の確保や、子どもの受入れのインセンティブといった観点から、利用定員の定員区分に基づき適用される単価により施設型給付費等を支給し、利用定員を超えても散見され、今後も恒常的に超過することが見込まれる場合は利用定員の見直しを行うよう行政指導監督で市町に対して口頭指摘しているが、本提案で挙げられている背景とおそらく同じ考えのもとに適切な対応がなされず、本来あるべき状態と比較して過大に給付費を支給しているケースがある。	保育所等においては、利用定員の範囲内で子どもを受け入れることを原則としているが、年度の途中に保育の実施が必要な子どもが生じた場合の対応や待機児童の解消のため、設備運営基準を満たした上で、利用定員を超えた子どもの受入れも可能としている。公定価格では、この場合において、必要な職員体制の確保や、子どもの受入れのインセンティブといった観点から、利用定員の定員区分に基づき適用される単価により施設型給付費等を支給し、利用定員を超えても散見され、今後も恒常的に超過することが見込まれる場合は利用定員の見直しを行うよう行政指導監督で市町に対して口頭指摘しているが、本提案で挙げられている背景とおそらく同じ考えのもとに適切な対応がなされず、本来あるべき状態と比較して過大に給付費を支給しているケースがある。	当市におきましても、ご回答のとおり利用定員の超過が継続している保育施設に對して、度々、利用定員の変更を要請しておりますが、当該保育施設が認識しない状況にあります。当該保育施設は、子ども・子育て支援法における協力義務や国通知「保育所への入所の円滑化について(平成10年2月10日付け児保第3号)」に反する状況を理解しておりますが、減算措置が適用されないよう、5年目に意図的に受入人数を調整しております。ご回答のとおり、子どもの受入れに対するインセンティブの意図は理解できるものの、このような行為が継続することは、適正な給付費の支給と利用調整に支障をきたすものであるため、提案のとおり、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるよう仕組みを見直すようお願いします。また、保育ニーズに対応した受け皿づくりについては、待機児童数が低水準で推移していること、特定園に申込が偏ること、今後の児童人口の推移を踏まえた場合に、直ちに新設する状況になく、現行制度の枠組みにより市として適切に対応しているものの、解決に至らない状況にあるための提案であることをご理解いただようお願いいたします。
42	B	地方に対する規制緩和	05.教育・文化	教育支援体制整備事業費補助金の交付スケジュールの迅速化	教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示に先立ち、予算が成立した際の見込みがあることを前提に、予算額の目安について情報提供を求める。	当該補助金については、内示により初めて予算額が示されることにより、短期間で人材を探さなければならないなどの事務負担が非常に大きい。	経験豊富で生徒の学力向上に資する地域人材等を確保することが可能となる。学校や地域の実情に応じた、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの勤務割振りを検討するための十分な時間の確保が可能となる。	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	文部科学省	神奈川県	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、島根県、山口県、熊本県	○SC・SSWが会計年度任用職員となったことから、勤務条件通知書等の作成業務のため、事業補助額の内示を3月上旬までに実施頂きたい。 ○教育支援体制整備事業費補助金の内示が3月末に示されるため、短期間で人材確保をしなければならず、各教育事務所や各市町村教育委員会の負担が大きい。	教育支援体制整備事業費補助金(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業)については、可能な限り早期の情報提供に努めてまいりたい。 ○教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)については、仮申請を受け付け、内示を行っているところです。この手続きの日程には法令上の規定はないため、昨年度までよりもなるべく早い時期に仮申請の依頼及び申請締め切り日を設定し、可能な限り速やかに内示を行ってまいります。なお、申請締め切りに適切に申請をいただくとともに、内示を早めることができますので、各教育委員会には御協力いただきますようお願いいたします。	<スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業> 「可能な限り早期の情報提供に努めてまいりたい。」とあるが、具体的に、どのような内容の情報が、いつ確認される見込みかを明示していただきたい。特に、各自治体への予算の見込み額が、いつ頃示されるかを明示していただきたい。 <補習等のための指導員等派遣事業> 令和3年度教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)の仮申請締め切り日は、令和3年2月20日であり、同年3月25日に内示があったところであるが、これを概1か月程度前倒しすることにより、年度当初の内消な事業実施に向けて適時に人員を確保することができるとともに、スクールキャリアカウンセラー等会計年度任用職員の4月1日付け任用に向けた準備を円滑に進めることもできるので、ご配慮をお願いしたい。	

文部科学省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年度以降の対応方針に転換があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体等の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>現在、文化庁及び内閣府地方分権改革推進室と調整の上で、埋蔵文化財の試掘調査の実態や、これまでに周辺の営農に支障が生じた事例の有無について、調査を行っているところである。本調査結果によって、周辺農地への支障を生じるような問題が生じていないのであれば、一時転用許可を不要としてよいと考えている。</p> <p>また、第1次回答でお答えした「他の代替措置」についても、上記の調査結果により必要性を含め判断することとするが、仮に代替措置を必要とする場合でも、ご提案の趣旨を踏まえ、極力軽易なものにしたいと考えている。</p> <p>許可不要とする場合は省令の改正を予定しており、その改正時期は令和3年度末を予定している。</p>	<p>5【文部科学省】 (8)文化財保護法(昭25法214)及び農地法(昭27法229) 地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、令和3年度中に省令を改正し、農地転用許可(農地法4条1項及び5条1項)を不要とする。 (関係府省:農林水産省)</p>	<p>・省令 ・通知</p> <p>・省令:令和4年3月31日公布・施行 ・通知:令和4年3月31日</p>	<p>地方公共団体が文化財保護法に基づく埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、省令を改正し、農地転用許可(農地法4条1項及び5条1項)を不要とした。</p> <p>・農地法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第27号)</p> <p>・地方公共団体が農地で埋蔵文化財の試掘調査を行う場合の農地転用許可制度上の取扱いについて(令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)</p>		
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、都市自治体がこれまでから行っている待機児童解消を目的とした弾力的運用については利用調整を行っていることから、待機児童解消を目的として行う弾力的運用については考慮する必要があるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>		<p>公平価格では、年度途中入所への対応や待機児童の解消のため定員を超えて受入れを行う場合に、子どもの受入れのインセンティブといった観点から、利用定員の定員区分に基づき適用される単価により施設型給付費等を支給しているものであり、本提案により、保育所等での受入れが進まなくなることが懸念されるため、定員を恒常的に超過する場合は減算調整の見直しを行うことは困難である。</p> <p>また、保育所等において定員変更が見込まれない場合には、それを踏まえた上で、地域の保育の受け皿を活用して適切に利用調整を行うことが考えられる。</p>	<p>5【文部科学省】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者については、実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要があることを、地方公共団体に令和3年度中に改めて周知する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>	<p>通知</p>	<p>令和4年3月23日通知済み</p>	<p>「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)にて地方公共団体宛に通知済み</p>	
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>教育支援体制整備事業費補助金(スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業及び補習等のための指導員等派遣事業)に係る具体のスケジュールについては、市町村にとって円滑な事務となるよう、その状況を踏まえ、可能な限り速やかに内示ができるよう検討してまいります。</p>	<p>5【文部科学省】 (14)教育支援体制整備事業費補助金 教育支援体制整備事業費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に内示を行う。</p>	<p>事務連絡</p> <p>&lt;補習等のための指導員等派遣事業&gt; 令和4年3月18日</p> <p>&lt;スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業&gt; 令和4年3月24日</p> <p>&lt;スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業&gt; 令和4年度教育支援体制整備事業費補助金(しめ対策・不登校支援等総合推進事業)の内定について(令和4年3月24日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡)</p>	<p>&lt;補習等のための指導員等派遣事業&gt; 令和4年3月18日</p> <p>&lt;スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業&gt; 令和4年3月24日</p>	<p>令和4年度事業に関する自治体への内示について、令和3年度よりも早期に実施した。</p> <p>(参考) &lt;補習等のための指導員等派遣事業&gt; 令和3年度事業に関する内示:令和3年3月25日</p> <p>&lt;スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業&gt; 令和3年度事業に関する内示:令和3年3月31日</p>	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
64	B	地方に対する規制緩和	03. 医療・福祉	月途中での入退園等における施設等利用費の日割り計算について、計算過程での端数分の取扱いや開所日数の算出方法を見直す等の事務の簡素化を求める。現行制度で明確になっていない日割り計算については、例えは、端数分は市町村が負担する等、取扱いの明確化を求める。また、施設等利用費の日割り計算は、「その月の開所日数」を用いて算出するが、当該日数は各施設で異なるため、例えば施設型給付費の様に、「その月の開所日数」を25日と設定する等、統一した考え方を求める。	施設等利用費については、月途中での入退園や、保護者が市町村をまたいで住所地を変更した場合などは、日割りにより給付することが求められているが、その際の施設等利用費の算出方法は、非常に煩雑であり、施設及び市町村において、事務負担となっている。特に、月途中に保護者が市町村をまたいで住所地を変更した場合や新制度未移行幼稚園に転園した場合、日割り計算において発生する10円未満の端数は切り捨てることになっており、切り捨てられた端数分は、施設等利用費を滞りなく負担することとしている。多くの園は保護者に端数分を請求しているため、保護者に対する請求業務が新たに発生しているが、一方で、園が端数分を負担することとした場合、園に負担が生じることとなる。また、施設等利用費における日割り計算(利用開始の場合)は、「2,57万円(上限)×認定起算日最初の利用日以降のその月の開所日数÷その月の開所日数」で算出することとしているが、「その月の開所日数」が新制度未移行幼稚園ごとに異なるため、園と市町村間において、開所日数の確認が負担となっている。	市町村が端数分を負担することで、施設から保護者に対する端数分の請求事務が不要となり、施設における事務負担が軽減される。また、保護者による端数分の負担がなくなる。さらに、日割り計算における開所日数の考え方については、統一的な見解が示されることにより、施設及び市町村における事務負担が軽減される。	子ども・子育て支援法施行令第24条の4第2項子ども・子育て支援法施行規則第59条の2子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日付付内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	岐阜県、都山山市、富津市、川崎市、長野県、中野市、大垣市、岐阜市、豊田市、広島市		旭川市、仙台市、須賀川市、富津市、川崎市、長野県、中野市、大垣市、岐阜市、豊田市、広島市	○開所日数の数え方が明確にされていないことによる市町村間での認識のずれや、日割り計算の10円未満の端数処理による10円の減収により、施設が見込む25700円×人数の収入との誤差が生じ、施設における会計上の支障も生じている。 ○月途中での市外への転出、市外からの転入があった場合には、その都度相手方の自治体と協議し、日割りするか、月単位で負担するかを決定しており、事務負担となっている。そのため取扱いの統一化を求める。	ご提案の日割り計算に関しては、昨年度、新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転園をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、関係市町村間で調整があった場合には、日割り計算をせずに、いずれかの市町村がまとめて支給する運用(以下、「月割り」という。)を可及としたところであり、この場合には日割りを活用することも可能である。 日割り計算による施設等利用費の取扱いについては、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化から開始されたもので、幼児教育・保育の無償化に関する市町村業務を検討する会議(全国市長会・全国町村会連合の12自治体からメンバー)における検討も進んでいる。 月の途中で特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の算出方法は、その月の開所日数に基づいた日割りによって計算することとし、日割り計算によって算出された支給上限額と実利用料を比較し、いずれか低い方の金額を支給額としている。その際、支給上限額は10円未満の端数は切り捨てとし、実利用料は、実額(10円未満の端数の切り捨てなし)としている。 今回、10円未満の端数分の負担に係る提案については、ご提案の趣旨を踏まえ、幼児教育・保育の無償化に係る市町村業務を検討する会議において検討する予定である。 また、施設等利用費は、認可外保育施設や、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)(以下、「施設等」という。)など、必ずしも継続的な在園関係を前提としない施設等も対象としているため、これらの施設等でも対象とした統一的な日数を設定することは困難であるが、例えば一定の施設類型に限って標準日数を設定することが可能かどうか等についても、併せて検討する予定である。	現在、施設等利用費の日割り計算において発生する10円未満の端数分は、新制度未移行幼稚園が保護者から徴収、又は新制度未移行幼稚園での負担となっている。保護者から10円未満の端数分を徴収する場合、徴収にかかわる事務負担も発生しており、また、新制度未移行幼稚園に負担する場合は、当該幼稚園に金銭的な負担が生じることとなり、新制度未移行幼稚園において、10円未満が切り捨てられることへの不満があがっているところである。 このため、「日割り計算において発生する10円未満の端数分は市町村が負担することとし、1次回答で示された幼児教育・保育の無償化に関する市町村業務を検討する会議における検討がいただきたい。市町村が負担することにより、施設から保護者に対する端数分の請求事務が不要となり、事務負担の軽減が期待できる。 新制度未移行幼稚園の開所日数については、関係市町村間での確認・調整が事務の負担となっているため、施設型給付費と同様に標準日数を設定することをぜひ検討願いたい。標準日数が設定できれば、市町村の事務負担の軽減や、新制度未移行幼稚園への滞りない施設等利用費の支払いについても、当該幼稚園は円滑に運営することができると考えている。 上記について、早急に対応願いたい。	
84	B	地方に対する規制緩和	05. 教育・文化	専門職大学の設置に係る認可基準の緩和	地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体(都道府県又は市町村)との協定による緩和を求める。	地方の各主体による高等教育機関の誘致や設置の取組がある一方で、専門職大学設置希望者からは、設置基準が一律に学問研究の色彩の強い「大学」と同様の内容となっており、ハードルが高いとの声もある。設置基準で必要な図書館や図書館などについて、「特別の事情かつ研究に支障がなければこの限りでない」ともされるなど、裁量により明確な基準が示されていないことから、誘致や設置に係るハードルも実質的に高くなっている。地方では、人口構造の変化により、不要となった社会教育施設等の有効活用が求められており、また、自治体においては、これらの施設を有効に活用したいと考えているにもかかわらず、専門職大学設置基準により、地域ストックの有効活用が行えないことから、設置基準の緩和が必要である。	人口減少により社会教育施設等の維持も負担となることから、このような施設や人材を学校法人と共用する自治体との協定があれば、専用・専任として認めることで、地域ストックの有効活用や地方での継続的な高等教育機会の確保につながる。また、地方への専門職大学の設置が促進されることにより、職業人材の定着が見込まれることから、地方からの人口流出の抑制につながる。	専門職大学設置基準第8章(第4条、第8条、他)	文部科学省	関西広域連合	沖縄県	—	専門職大学の設置について、現状において、「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(平成29年9月21日付事務次官通知)において、「体育館等の代替措置については、やむを得ず公共又は民間の運動施設を学生の利用に供する場合においても、当該専門職大学等に修学する学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮すること。」と示していること、地方公共団体等大学以外の施設を活用することなど、自己所有に限定することのない柔軟な対応が可能となっている。	図書館などの校舎等施設に関して自己所有の例外を認める場合については、平成29年9月21日付事務次官通知において、「特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるとき」と抽象的に記載されているのみであり、具体的な取扱いが示されていない。 関西広域連合の構成団体である府県・指定都市では、公共施設等総合管理計画において、利用ニーズが低下した既存施設について、民間事業者等の多様な主体と連携しつつ、他施設との複合化・多機能化による有効活用を掲げており、地方公共団体と大学の連携の可能性が高まっている。このような点を踏まえ、専門職大学の校地、校舎等の施設及び設備等については、立地自治体(都道府県又は市町村)との協定により、地方の個別事情に応じて既存ストックを柔軟に有効活用できるように設置基準を緩和し、その旨がわかるよう具体的な取扱いとして通知等で明確にしていきたい。	
114	B	地方に対する規制緩和	03. 医療・福祉	保育所等における居室面積基準の緩和と特例措置に係る期限の廃止	保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を緩和し緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。	第一次及び第八次地方分権一括法等により設けられた保育所や幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の面積基準緩和特例措置は、令和5年3月31日で期限を迎える。当前では、当該特例を活用し暫定的に児童を受け入れながら(※)、あわせて待機児童解消のための施設整備等を進めてきており、平成30年度～令和2年度において、新たに6,339人の入所枠を整備したものの、令和3年4月1日現在においても、なお保育所等に入所でできなかった利用保留児童数は2,361人(うち待機児童は14人)存在している。待機児童対策を短期間で実施することは困難であることを考慮せず、仮に、当該特例措置が期限を迎え廃止されるといったことでは、当該特例の期限までに順次認可定員を減少させていく必要があるが、その結果、当該特例を適用して入所している児童が退所を余剰なくされるときに、待機児童が急増することとなる。また、当該特例の廃止に備え、認可定員の減少や施設整備等の予算措置等を行うこととなれば、前もって準備を進めていく必要があることから、令和5年3月31日の期限を考えると、期限の延長については令和3年度中に議論いただく必要があると考えている。 (※) 当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり9.3㎡、2歳児以上児1人あたり9.9㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数ももめた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において1人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで実施している。	対策を講じた上ででもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。	【保育所】児童福祉法第45条第2項児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四條の基準を定める省令地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四條の基準を定める省令【幼保連携型認定こども園】就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第3条就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府	宮城県、長野県、大阪府	—	御指摘の特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、その期限を廃止して恒久的な措置とするといったことは困難であるが、前々年の待機児童数等に基づいて適用対象となる地域を定めているものであることから、現在令和5年3月までとしている期限の延長については、まずは本年秋頃に公表する予定の、令和3年4月時点の待機児童数等を踏まえ検討してまいりたい。	当市では、待機児童対策を最重要施策と位置づけ取り組んでいるが、利用保留児童数が毎年2,000人を超える厳しい状況にあり、保育ニーズは今後も高い水準で推移すると考えられている。 そういった中で、特例措置が廃止された場合には、特例措置により入所している児童分(本年4月時点で760人超)の入所枠を見直す必要があるが、待機児童数が急増するとともに、途中退所を余剰なくされる児童が多く発生する。また、特例措置適用要件の待機児童数が760人を超える状況で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に届かないままに新規入所を直ちに抑制する必要があることから、新たな待機児童の発生を招き、解消の取組と逆行し、問題の先送りにつながる。 特例措置が継続できるようにすべきであり、期限を廃止したとしても、その要件がある以上、恒久的な措置とはならないと考える。 以上より、貴府省の回答には期限の廃止を困難とする理由が示されていないことから、改めて期限の廃止を前提として検討をお願いする。また、当市における適用要件である待機児童数が100人を超えていることは明白であるため、待機児童数の公表を待たず、早急な検討をお願いする。	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として表記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		一次回答にもあるとおり、ご提案の日割り計算に関しては、昨年度、新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、関係市町村間で調整が完了した場合には、日割り計算をせずに、いずれかの市町村がまとめて支給する運用(以下、「月割り」という。)を可能としたところであり、この場合には月割りを活用することも可能である。 日割り計算による施設等利用費の取扱いについては、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化から開始されたもので、幼児教育・保育の無償化に關係する市町村業務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。 月の途中で特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更の事由があった場合における施設等利用費の算出方法は、その月の開所日数を基礎とした日割りによって計算することとし、日割り計算によって算出された支給上限額と実利用料を比較し、いずれか低い方の金額を支給額としている。その際、支給上限額は10円未満の端数は切り捨てとし、実利用料は、実額(10円未満の端数の切り捨てなし)としている。 今回、10円未満の端数分の負担に係る提案については、ご提案の趣旨を踏まえ、幼児教育・保育の無償化に關係する市町村業務を検討する会議において検討する予定である。 また、施設等利用費は、認可外保育施設や、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)(以下、「施設等」という。)など、必ずしも継続的な園關係を前提としない施設等も対象としているため、これらの施設等までも対象とした統一の日割りを設定することは困難であるが、例外的に一定の施設等に限り標準日数を設定することが可能かどうか等についても、この会議において併せて検討する予定である。	5【文部科学省】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) (2)子育てのための施設等利用給付(30条の2)を受ける保護者が、月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合等における施設等利用費の日割り計算については、以下の措置を講ずる。 ・特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)における日割り計算の基礎となる日数については、市町村及び事業者の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、現在「施設又は事業所を開所する日数」とあるところを、「その月の平日の日数」とする。 ・日割り計算において生じた10円未満の端数については、支給の対象とはしていないところ、事業者又は保護者(以下この事項において「事業者等」という。)の負担を軽減する観点から、10円未満の端数を切り捨てせずに、市町村から事業者等に施設等利用費として支給することとし、その旨を地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (関係府省・内閣府及び厚生労働省)	1ポツ目 措置済み (府令・通知)	府令改正:令和4年3月31日公布、同年4月1日施行 通知発送:令和4年4月1日	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に關する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号)  「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		体育館その他のスポーツ施設については、平成29年9月21日付事務次官通知で示すとおり、地方公共団体や民間等の代替施設を活用でき、自己所有に限定することのない柔軟な対応が可能となっている(第一次回答と同旨)。 専門職大学の図書館について、自治体が設置している図書館を大学の図書館として活用することは向ら妨げられるものではないが、その際は、専門職大学設置基準第48条等の規定を満たす必要がある。また、私立学校の場合は、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に關する審査基準第一の(四)の規定も満たす必要がある。 この上で、専門職大学設置基準第45条において「教育研究に支障がないと認められるとき」は、自治体が設置している図書館を専門職大学の校舎として活用することも認められるとしているものである。当該「支障がない」場合の明確化については、専門職大学設置基準と同一の規定が位置付けられている大学設置基準第36条に關し平成19年7月31日高等教育局長通知で「教育研究に支障がないと認められるとき」とは、例えば、大学設置基準に定める基準校舎面積を超えて校舎を有し、その超えている部分を他の機関と共用する場合などが想定されること。」と示しているところであるが、今般のご見解を踏まえ、文部科学省のHPで公開している専門職大学の設置を検討している者向けに留意事項等を記載した「専門職大学等の設置構想のポイント」において、専門職大学においても同様の取扱いで適用されることについて明記・公表したい。	5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) (1)専門職大学の体育館その他のスポーツ施設(専門職大学設置基準(平29文部科学省令33)44条)については、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを一層明確化するため、「専門職大学等の設置構想のポイント」(令3文部科学省高等教育局専門教育課)を改正し、令和3年度中に周知する。	通知	令和4年3月30日	「専門職大学等の設置構想のポイント(令和4年3月改訂版)」 「専門職大学等の設置構想のポイント」の改正について(令和4年3月31日文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡)	
【大阪府】 特例措置が期限を迎える場合、市の認可定員の減少・整備計画の変更だけでなく、現在入所している児童が退所を余儀なくされるなど影響が大きく、待機児童も増加するため、期限の延長について早急に必要な措置を講じていただきたい。	【全国知事会】 保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限については、期限の廃止(恒久化)または延長を行うこと。 なお、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。	○今後も地方公共団体が期限を意識することなく、待機児童の解消に継続的・効果的に取り組めるよう、本特例措置を時限措置とした理由や必要性を改めて検証した上で期限を廃止すべきではないか。 ○提案団体において、他の地方公共団体と比べて保育の質に対するリスクが高まっていたかを検討すべきではないか。 ○待機児童数等の要件が課せられていた場合、特例の期限を廃止しても恒久的な措置とはならず、一時的な措置にしかならないと考えられることから、期限を廃止できるのではないか。 ○特例の期限の延長期間を子育てプラン等に合わせた場合、3～5年間という区切りでは、期限の到来に向けて入所児童の調整の必要が生じ、取組の期間として短く、効果的な取組を実施することは困難である。また、自らの事情で政策サイクルに期限を合わせなければならないというのでは、そもそも政策の実施に含わないと考えられることから、延長の期間については、施策の実施に当たって実質的に必要な年数としていただきたい。また、早期に結論を出し、本特例の活用団体の不安を軽減していただきたい。	令和3年4月1日時点の待機児童数調査の結果を踏まえ、特例の期限を延長することとする。その延長幅については、新子育て安心プランの終期を踏まえ、令和6年度末までとする。	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律(平18法77) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に關する基準(昭23厚生令第83)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学校の編制、職員、設備及び運営に關する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長する。 (関係府省・内閣府及び厚生労働省)	政令改正	令和4年12月23日公布・施行 令和5年3月29日公布・施行	保育所の居室面積に係る基準及び幼保連携型認定こども園の床面積に係る基準を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の期限について、政令を改正し、令和6年度末まで延長した。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に關する政令の一部を改正する政令(令和4年政令第398号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に關する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第82号)		



各府県からの第1次回審を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回審	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を 「当該対応方針決定後」として掲載	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 広域通信制高校の教育の質の確保・向上を担保した上で、学則変更手続きの簡素化を求める。</p>		<p>広域通信制高校においては、教育課程の編成・実施、指導体制等に関する課題やサテライト施設での施設・設備、連携協力体制、学校運営改善等に関する課題があり、文部科学省と併せて実施する「点検調査」においても、法令違反や不適切な学校運営や教育活動等が行われている実態が少なからずの学校で発覚しており、所轄庁による広域通信制高校に対する指導監督の在り方についても課題があるものと認識している。そのため、現時点において、ご提案事項をただちに実現することは、広域通信制高校の教育の質の担保・法令遵守の観点から、適当ではないと考える。</p> <p>なお、文部科学省においては、広域通信制高校をめぐる様々な課題を受け、今後、通信制高校の設置認可の在り方等について、有識者の意見を踏まえながら検討を行うことを考えており、ご提案いただいた事項も踏まえつつ、検討を行ってまいります。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) (ii)広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出とすることを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令4&gt; 5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、令和4年度中を旨途に政令及び省令を改正し、質の保証・向上と直接的に関わらない軽微な事項は届出事項とする旨を地方公共団体に通知する。</p>	<p>政省令改正</p>	<p>政令・令和4年12月28日公布 省令・令和5年3月31日公布 上記改正内容を令和5年3月31日付で通知にて発出済。</p>	<p>有識者会議において検討が行われ、「賞罰や発注等に關することなど、ガイドラインに記載がない通信制高等学校の教育の質確保・向上とは直接的に関わらない事項については届出事項とするなどの見直しを行うべくである」との提言を得た。</p> <p>これを踏まえ、広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)のうち、軽微なものについては、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、学校教育法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第403号。)が令和4年12月28日に、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(令和5年文部科学省令第18号。)及び学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令(令和5年文部科学省令第19号。)が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、3月31日付け4文科初第2669号にて通知した。</p>	
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>①学校の申請内容の簡略化について 様式4のうち、直接審査に関係のない項目については、令和5年度の募集から削除する予定であり、削除する項目については、巡回公演事業の審査員から意見を踏まえ判断したい。また、様式2、3のうち、様式4で削除することで記載する必要がなくなる欄についても削除する。</p> <p>②については、前後のスケジュールの把握が難しいという実務事例に対して回答したもの、経費のうち旅費について、実施希望校は学校と被派遣者の自宅間の交通経路のみ計上し申請することとし、募集要項に明記する。また、複数校による連続行程でのとりまとめ校の負担軽減について、「様式4-B ④旅費」の部分で、Webでの検索結果を添付する、徒歩については省略などとして入力する手順を省き、とりまとめ方法の簡略化を検討する。また、募集要項に記載方法が明確になっていないと指摘された部分について、明確に記載する。なお、全てを事務局で行うと事務経費増による採択学校の減少、及び締切の前倒しをせざるをえなくなることから、極力実施校の負担が減るように検討しているが、一定程度の負担はお願いしたい。</p> <p>③申請・報告のワンストップ化 都道府県等の中には、所管の学校の申請状況を把握したいと考えているところもあり、申請取りまとめ後、様式1を提出いただく際に、推薦順位付けの有無、修正指示・確認について、事務局から学校へ直接連絡することへの可否を確認する欄を設ける等の改定を令和5年度の募集から行いたいと考えている。また、都道府県等への申請前に、学校で生じた疑義への問い合わせ先として、事務局の連絡先を明記することとする。なお、各地域の独自の取り組み状況は文化庁では把握できないため、任意での順位付けの協力は引き続きお願いしたい。また、一部推薦順位のとおりとならないのは、主に予算の範囲での検討によるものため御理解いただきたい。</p> <p>④同事業内においての事務手続きの統一化について 令和4年度の実施の手引きから改訂する。</p>	<p>5【文部科学省】 (13)文化芸術による子供育成総合事業 文化芸術による子供育成総合事業に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の簡素化等を行い、地方公共団体に令和4年中に通知する。</p>	<p>通知</p>	<p>令和4年度中</p>	<p>令和3年7月からの「令和4年度文化芸術による子供育成総合事業」における「芸術家の派遣事業」の実施校の募集において、令和3年度事業の募集までは申請に必要としていた様式5「文化庁事業以外の文化芸術団体の実施状況」、様式6「文化庁文化芸術による子供育成総合事業」協力芸術家登録票兼同意書を様式から削除した。</p> <p>また、令和4年度事業の実施の手引きにおいて、問合せ先・提出先を事務局あるいは都道府県等のいずれかを選択できるようにして、申請・報告のワンストップ化が図られた。加えて、同事業における「巡回公演事業」についても、都道府県を介さず実施校から事務局へ直接実施報告等ができるようにして、「芸術家の派遣事業」と事務手続きを統一化した。</p> <p>また、令和5年度「芸術家の派遣事業」の募集を機に、本事業全体として申請内容の簡略化を図るとともに、直接学校から事務局へ申請できるように措置した(募集要綱等「<a href="https://www.kodomogetjutsu.go.jp/application/index2.html#5_haken_commu">https://www.kodomogetjutsu.go.jp/application/index2.html#5_haken_commu</a>」)。</p> <p>なお、事業中止報告書については当初、コロナ禍で事業を中止する学校が増えたことにより令和2年度に作成した様式であったところ、本来本事業は事業の中止を想定したものでないこと、また、直近の感染状況等も考慮した結果、令和5年度からは当該様式を廃止することとした。</p>	
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>御指摘の「産学で行うもの」については、前回回答したとおり、従来から総合演習等において実施可能と位置づけています。</p> <p>公衆栄養学臨地実習そのものについてはその教育目標に鑑み、本来、保健師等に行われるべきものであるため、臨地実習についての取扱いを変更する予定はございません。</p>	<p>5【文部科学省】 (6)栄養士法(昭22法245) 臨地実習(施行規則表4)については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>通知</p>	<p>令和4年3月18日</p>	<p>管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習に係る柔軟な人数規模による実施については当初、コロナ禍で事業を中止する学校が増えたことにより令和2年度に作成した様式であったところ、本来本事業は事業の中止を想定したものでないこと、また、直近の感染状況等も考慮した結果、令和5年度からは当該様式を廃止することとした。</p>	



各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として表記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 計画と実績の乖離を小さくするとともに、事務負担軽減につなげるため、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○子ども子育て支援法第61条4項は「…子どもの保護者の…意向その他の事情を勘案して作成されなければならない」としているが、アンケートのみが、意向その他の事情を勘案できる適切な手法であるとはいえないのではないか。</p> <p>○次期計画策定の手引きにおいては、これまで市町村が蓄積してきたノウハウや調査結果及び実績を勘案しながら、各市町村にあわせた合理的な方法で算定を行うことができるよう、アンケート調査以外の方法を示すべきではないか。</p> <p>○アンケートに限らず、実態と乖離が生じている項目を見直し、実態を的確に把握することができる必要最小限の項目に限定すべきではないか。</p> <p>○労働力調査や女性の就業率データ等、国で実施されている調査結果を市町村単位で公表し、市町村が計画策定の際に活用できるようにすべきではないか。</p> <p>○市町村子ども子育て支援事業計画の策定には、基本指針が示されてから1年半ほどの準備期間がかかることから、次期計画策定については、市町村において令和5年度中には作業を始める必要があることから、手引きにおける「量の見込み」の算出方法を令和4年度末までに示すべきではないか。</p>	<p>第1・2期の市町村子ども子育て支援事業計画の策定に係る手引きにおいて、潜在ニーズも含めた教育・保育及び地域子ども子育て支援事業(以下「教育・保育等」という。)の量の見込みの算出に当たっては、アンケート調査以外の方法も可能であることは記載しているところであるが、ご提案を踏まえ、改めてよりわかりやすくお知らせすることを検討したい。</p> <p>なお、各地域で必要となる教育・保育等の量は地域の実情によって様々なに変化するものであり、第1・2期の計画策定の手引きではその標準的な算出方法を示したものであって、実態と乖離する場合には、地域の実情に即したより効果的、効率的な方法を取ることは可能である。その際、例えば、手引きに記載されている算出方法の一部変更やアンケート項目の追加・変更・削除などの方法も考えられる。</p> <p>また、第3期の計画策定に関する手引きでは、地方自治体の負担軽減の観点も含め、計画策定期限の1年半より早期に提示することも今後検討したい。</p> <p>なお、労働力調査については、一部の結果(モデル推計値)について都道府県別に公表されているが、当該調査は、日本全体の就業・不就業の実態とその変化を推計することを前提として設計された標本調査であり、都道府県別の推計を前提とした標本抽出を行っており、標本規模も小さいことなどにより、全国の結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから、都道府県別の結果の利用に当たっては注意を要するとされている。また、同様の理由により、市町村別のデータは公表されていない。</p> <p>&lt;参考&gt;労働力調査(基本集計)都道府県別結果(総務省統計局HP) https://www.slat.go.jp/data/roudou/pref/index.html &lt;参考&gt;女性の就業率数及び就業率(内閣府男女共同参画局HP) https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitpaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-01.html ※労働力調査(基本集計)より作成されたもの。</p>	<p>5【文部科学省】 (11)子ども子育て支援法(平24法65) (14)市町村子ども子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省・内閣府及び厚生労働省)</p>	前段 通知	令和4年3月18日通知済み	第二期市町村子ども子育て支援事業計画等に關する中間年の見直しのための考え方について(令和4年3月18日事務連絡)にて通知済み	
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>				後段 通知	令和4年3月13日参考送付済み	令和3年度子ども子育て支援調査研究事業として取りまとめられた「地方版子ども子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月一般社団法人日本開発構想研究所)を参考送付済み	アンケート調査以外の手法を例示すること等について引き続き検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>財産処分報告については通知で定めているとおり、包括承認事項であるため、報告書において記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は承認とはならず、記載内容の確認、修正依頼といった申請があった自治体との調整に時間を要する状況である。また、事例の蓄積に伴う効率化については、文部科学省だけではなく、申請を行う自治体側にも事例の蓄積がなければ、効率化につながるものではないと考える。そのため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」における、「財産処分手続でよくある誤り等」の確認のポイントについて、引き続き周知を行うとともに、これまでの事例の蓄積を踏まえて、内容を充実することについて検討してまいりたい。願末書については、財産処分承認申請書等(指定の様式有り)に、これまでの願末書等の内容を記載するよりも、現在のように、その他の参考資料(任意様式)とする方が、申請が遅れた要因等に応じて、自治体において柔軟に対応できると考える。</p>	<p>5【文部科学省】 (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事例については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p>	「財産処分手続ハンドブック」の改訂(事務連絡で周知)	令和4年3月31日	地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改訂を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。	
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>財産処分報告については通知で定めているとおり、包括承認事項であるため、報告書において記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は承認とはならず、記載内容の確認、修正依頼といった申請があった自治体との調整に時間を要する状況である。また、事例の蓄積に伴う効率化については、文部科学省だけではなく、申請を行う自治体側にも事例の蓄積がなければ、効率化につながるものではないと考える。そのため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」における、「財産処分手続でよくある誤り等」の確認のポイントについて、引き続き周知を行うとともに、これまでの事例の蓄積を踏まえて、内容を充実することについて検討してまいりたい。願末書については、財産処分承認申請書等(指定の様式有り)に、これまでの願末書等の内容を記載するよりも、現在のように、その他の参考資料(任意様式)とする方が、申請が遅れた要因等に応じて、自治体において柔軟に対応できると考える。</p>	<p>5【文部科学省】 (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事例については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p>	「財産処分手続ハンドブック」の改訂(事務連絡で周知)	令和4年3月31日	地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改訂を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。	